

○香川県警察サイバー防犯ボランティア運用要綱の改定について

(令和7年4月3日付け香サ対第40号)

デジタル化の進展等に伴い、サイバー空間の公共空間化が加速する中、ランサムウェアによる被害が拡大し、県民生活に大きな影響を及ぼす事案も確認されているほか、違法・有害情報が溢れており、サイバー空間における脅威は極めて深刻な情勢が続いている。

これらサイバー空間の脅威に対処するため、県警察では「香川県警察サイバー防犯ボランティア運用要綱の制定について」（令和4年4月19日付け香生環第20号。以下「旧通達」という。）に基づいて、サイバー防犯ボランティアと連携した各種取組を推進しているところであるが、このたび、県警察における令和7年度組織改正に伴い、別添のとおり「香川県警察サイバー防犯ボランティア運用要綱」を改定したことから、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、旧通達は廃止する。

別添

## 香川県警察サイバー防犯ボランティア運用要綱

### 第1 趣旨

この要綱は、香川県警察サイバー防犯ボランティア（以下「ボランティア」という。）の委嘱、活動内容、運用等について必要な事項を定め、サイバー空間における県民生活の安全と安心の確保に資することを目的とする。

### 第2 委嘱

- 1 ボランティアは、サイバー・情報管理局長が委嘱状（別記様式第1号）により委嘱するものとする。
- 2 ボランティアの委嘱要件は、インターネットに関する知識の修得意欲が旺盛で、次の要件を充足するものとする。
  - (1) 香川県内に居住、又は通勤・通学している者。
  - (2) 心身ともに健康で、年間を通じて活動することができる者。
  - (3) サイバー犯罪対策に熱意を有し、県民の安全と安心を守るための活動に理解のある者。

### 第3 委嘱期間

- 1 ボランティアの委嘱期間は1年とし、再任を妨げない。
- 2 委嘱期間は、4月1日を始期、3月31日を終期とし、年度の途中で委嘱を受けた場合は、委嘱日から3月31日までを任期とする。
- 3 ボランティアは、個人のほか、団体を指定して委嘱することができるものとする。

### 第4 任務

ボランティアは、次のいずれかの活動を行うものとする。

- 1 サイバー犯罪被害防止のための教育活動
- 2 サイバーセキュリティに関する広報啓発活動
- 3 サイバーパトロールによるサイバー空間の浄化活動

### 第5 通報

- 1 ボランティアは、サイバーパトロール等により、違法・有害情報や偽サイトなど利用者に悪影響を及ぼす情報を発見したときは、警務部サイバー・情報管理局サイバー対策課（以下「サイバー対策課」という。）又はインターネット・ホットラインセンター等の関係機関・団体に通報するものとする。
- 2 ボランティアは、犯行予告事案等、人命保護のために緊急の対処が必要と認められる情報を発見したときは、110番通報等の方法により、警察に対して速やかに通報するものとする。

### 第6 遵守事項

ボランティアは、次の事項を遵守するものとする。

- 1 活動を円滑に行うために、前記第4の任務の遂行に必要な知識及び技能の習得、向上に努めること。
- 2 委嘱期間中及びその職を退いた後においても、任務に関して知り得た秘密を第三者に漏らさないこと。
- 3 その他、ボランティアとしての信用を傷付け、不名誉となるような行為を行わないこと。

#### 第7 解嘱

- 1 サイバー・情報管理局長は、ボランティアが次の各号のいずれかに該当することとなったときは、これを解嘱することができる。
  - (1) 辞意を表明したとき
  - (2) 前記第6の遵守事項に違反したとき
  - (3) その他ボランティアとしての活動を継続することに適さない相当な理由があると認められるとき
- 2 サイバー・情報管理局長は、ボランティアを解嘱するときは、解嘱通知書(別記様式第2号)により通知するものとする。

#### 第8 連携

サイバー対策課は、ボランティアが他に本来の業務等を有している事情を考慮し、その運用に当たっては、過度の負担を強いることがないように配慮するとともに、ボランティアと積極的に情報交換を行うなど、緊密な連携の保持に努めなければならない。

#### 第9 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に必要な事項は別に定めるものとする。